



外国人の 人権について 考えてみませんか？

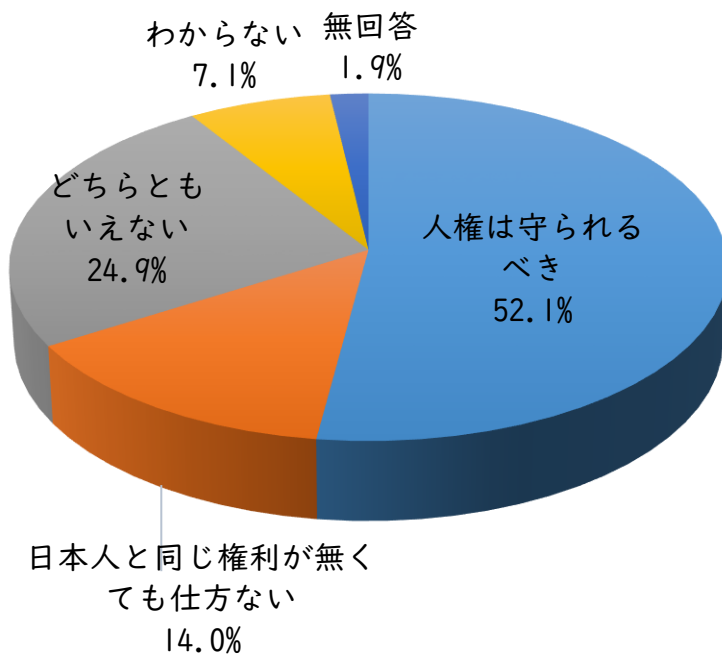
地球上のすべての人には、肌の色、言葉の違い、宗教の違い、国籍の違いなどに関係なく、平等に人権があります。しかし、現実には、言葉や宗教、習慣などによる違いから、さまざまな日常生活の場において、差別や偏見による、外国人や外国ルーツの人たちに対する人権侵害が見られます。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会を構成する一員として共に生きていく社会づくりを進めていかなくてはなりません。



Q. 日本に居住する外国人の人権について、どのようにお考えですか？

【質問】 日本に居住する外国人の人権について、どのようにお考えですか。次の中から1つお選びください。

- 1 日本の国籍をもたない人も、日本人と同じように人権は守られるべきである
- 2 日本の国籍をもたない人は、日本人と同じような権利が無くても仕方ない
- 3 どちらともいえない
- 4 わからない



<結果>

外国人の人権について、「日本人と同じように人権は守られるべき」の割合が52.1%でした。性別、年代別で若干の差はあるものの、概ね同じ傾向にあります。

「日本人と同じ権利が無くても仕方ない」の割合が14.0%もあることから、今後正しい認識を持ってもらえるよう更なる啓発の必要性を感じます。

人権に関する意識調査報告書（令和元年11月調査 新居浜市）

外国人の人権について考えてみましょう

人権に国籍や国境の壁はありません。今後ますます国際化が進み、外国人居住者が増加することが予想されます。

このような中で、同じ地域で共に暮らす仲間として、外国人の人権を尊重し、共生する地域社会を築いていくためにはどのようにすればよいでしょうか。

外国人の方々にも日本語の理解や地域社会への積極的な参加が求められますが、私たちも、外国人や外国ルーツの人たちに対する誤解や偏見をなくして、お互いに尊重しあう意識を高めることや、外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人の持つ価値観、生活習慣などの多様性を認め合うことが必要です。

ヘイトスピーチ問題

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。

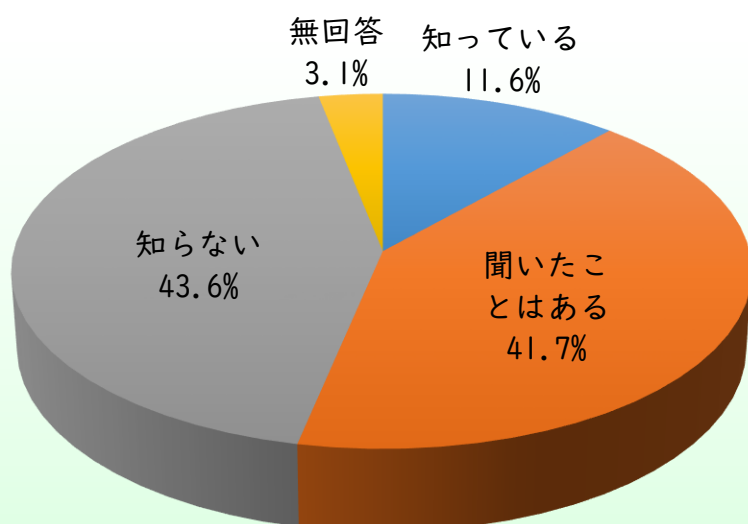
市民一人ひとりの人権が守られるためには、いじめや虐待はもちろん、人を誹謗中傷し、排斥するような人権侵害や差別は許されません。また、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチが違法行為として位置づけられました。

Q. ヘイトスピーチ解消法を知っていますか？

【質問】 外国人を社会から排除することを扇動するような言動を解消することを目的とした「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律）」が施行されたのを知っていますか。次の中から1つお選びください。

- 1 施行されたことも内容も知っている
- 2 聞いたことがあるが内容までは知らない
- 3 知らない



<結果>

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律）について、内容まで含め知っているのはわずか11.6%でした。

年代別では、20代の62.1%が「知らない」と回答し、無関心さが垣間見えます。

わたしたちは何をすればよいのでしょうか？

同じ地域で共に暮らす仲間、同じ会社で働く仲間として、文化や価値観、生活習慣の違いを認め合い、外国人や外国ルーツの人たちと共生する地域を築いていくという気持ちを持ちましょう。

いま世界で問題となっているロシア政府によるウクライナ侵攻は、決して許容できるものではありませんが、一方で、日本国内に住むロシア人に対する誹謗中傷、嫌がらせなどが問題となっています。そうした誹謗中傷や排除は、悲しみを増幅させ、いたずらに対立をあおるだけで、問題の解決にはつながりません。ウクライナ情勢が緊迫度を増す中であるからこそ、不安や怒りなどを差別や偏見につなげることなく、良識ある言動をとることが必要です。

外国語による人権相談 (法務省)

0570-090-911
平日（年末年始を除く）
9:00～17:00

外国人のための人権相談所

愛媛県国際交流センター 松山市道後一万 1-1
毎月 第4木曜日 13:30～15:30
対応言語 英語
相談専用 080-4783-5253

人権相談（法務省）
「みんなの人権 110 番」
0570-003-110
<https://www.jinken.go.jp>

人権相談

愛媛県人権啓発センター
089-941-8037

新居浜市市民環境部人権擁護課
0897-65-1243